

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について …… 2

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 5

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C07

事業者名：京王バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月21日（金曜日）

10時00分から（東京都）AB聴聞室

11時00分から（府中市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1

・府中市長 東京都府中市宮西町2丁目24番地

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7 都市基交第 1202 号  
令和 7 年 11 月 19 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
地方自治体名 東京都  
(首長名) 東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

### 意見の陳述書

今般、令和 7 年 11 月 21 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

#### 1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号 : 25C07

#### 2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

#### 3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元市が十分な調整を図るようお願いします。





7府都計第142号  
令和7年11月17日

関東運輸局長 殿

府中市長 高野律雄



### 意見の聴取について

令和7年11月7日付関自旅一第887号により通知のあった、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出について、本市では意見の聴取を必要としませんので、以下のとおり回答いたします。

1 廃止の届出の件名および事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C07

2 陳述しようとしていた者の氏名及び職名

府中市都市整備部計画課交通企画担当主幹 三輪 敦

3 意見の聴取を必要としなくなった理由

当該路線の廃止は、道路運送法第9条第4項に基づく地域公共交通会議として設置している「府中市地域公共交通協議会」において、事業者と協議のうえ決定したものであるため。



令和7年12月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	つゝじ観光バス株式会社 (法人番号: 4070001021877) 代表者 小暮 太久栄
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県館林市本町3-4-20 (本社営業所) 群馬県館林市本町3-4-20
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月19日及び令和7年8月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和7年12月9日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年12月9日
(2) 事業者の氏名又は名称	あさみ観光バス株式会社（法人番号：9060001019752） 代表者 新井 豊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県足利市堀込町1933-2 (本社営業所) 栃木県足利市堀込町1933-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年10月29日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことで点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）